

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について（ご案内）

横浜市では、「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）の開催に向けて、2027年国際園芸博覧会協会・国などと連携し、準備を進めています。

本日の横浜市町内会連合会 11 月定例会にて、市長からご出席いただいた皆様に向けて、「GREEN×EXPO 2027」の開催背景や理念などについて、ご説明差し上げました。

今後は、各区の区連会にも本日と同様に市長が訪問する機会を区役所と連携して設けていきますので、引き続きのご理解・ご協力のほど、よろしく願いたします。

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 会場：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）
- クラス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）
- 参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課
河野、中村

連絡先：671-4627

メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けた ご協力について（依頼）

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大 3 万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

より多くの市民の皆様にご協力いただき、電気代の削減やご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフスタイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：900-3750、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当（電話番号：671-2661）

【参考：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）について】

申請受付期間	令和 5 年 8 月 29 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水） ※予算上限に達し次第早期終了 ※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請（郵送申請も可）
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%、上限 3 万円分のポイントを キャッシュレスポイントまたは商品券で還元 ※ポイント交換期限：令和 6 年 2 月 29 日（木）

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>

担 当：温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当
連絡先：671-2661

E-mail：on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

エコハマ

横浜市

エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20% (1台あたり 上限 30,000円) 分を
キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

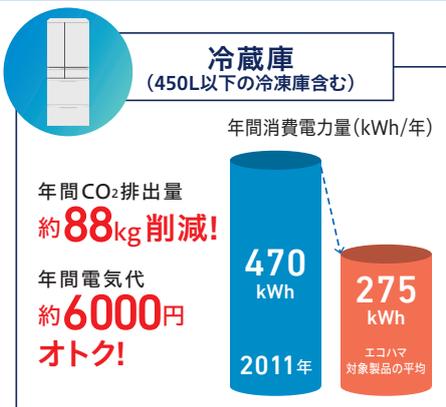
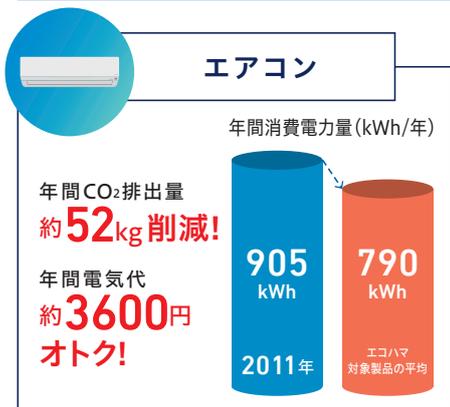
2023年 8月29日(火)・・・2024年 1月31日(水)

※郵送申請は消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



※出典: スマートライフおすすめBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L~450Lの製品の数値の中間値
※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



[二次元コード]

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)
[開設期間] 2024年2月14日(水)まで
[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む)
※お掛け間違いにご注意ください。

「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた 意見募集等について

現在、都市づくりに関する方針である「都市計画マスタープラン^{※1}」等^{※2}について、令和7年度改定に向けて検討を進めています。

今後、意見募集やワークショップ等を実施し、市民や企業の皆様から「まちづくり」に対する思いやニーズ等を伺いながら改定してまいりますので、今後の予定をお知らせします。

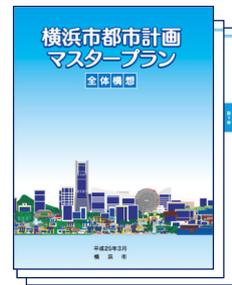
なお、実施内容・時期等の詳細については、リーフレットや広報よこはま、ホームページ等を活用して順次周知させていただきます。

※1 都市計画マスタープラン

- ・ 市町村の都市計画の基本方針
- ・ 市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

※2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

- ・ 都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備や市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等



都市計画マスタープラン
(現行版：平成25年改定)

1 都市計画マスタープラン

(1) 令和5年12月上旬頃

- ・ 市民の皆様が考える「未来のまちの姿」等について、ご意見や考えを募ります。
- ・ 意見の募集は、世代や居住地等を問わず、率直な意見を幅広く伺っていただけるよう、スマートフォンからお手軽に投稿いただけるようにするほか、市庁舎2階にもご意見を提出できる専用スペースを設けます。

(2) 令和6年2月～3月頃

- ・ 市民や企業の皆様を対象に参加者を募集し、ワークショップを開催します。

- ◆具体的な日程や参加者の募集等については、記者発表やホームページ、広報よこはまなどでお知らせいたします。
- ◆いただいたご意見や対話の結果等については、都市計画マスタープランの素案等に反映してまいります。
- ◆令和6年度以降も、都市計画手続きに合わせプラン案へのご意見を伺ってまいります。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

○令和6年1月末から2月上旬

- ・市が作成する都市計画市素案（案）の内容等について、市内6箇所で開催予定の説明会や説明動画の配信等によりご説明するとともに、都市計画市素案（案）に対する意見募集を行ってまいります。

◆説明会の日程や会場等の詳細については、12月下旬から配布等を行う予定のリーフレットや広報よこはま1月号などでご確認ください。

3 問合せ先

都市整備局企画課 TEL：671-3749

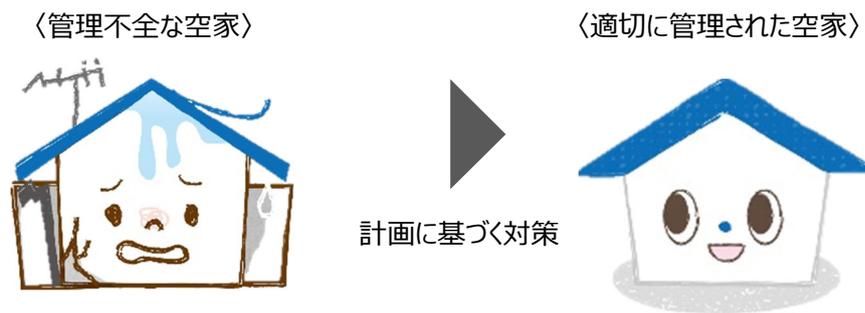
担当：岡田、水谷、東、齊藤

横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2) 募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 担当 安藤、足立、北村 Tel 045-671-4121

新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

(1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

(2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜市立図書館
- ・横浜市立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

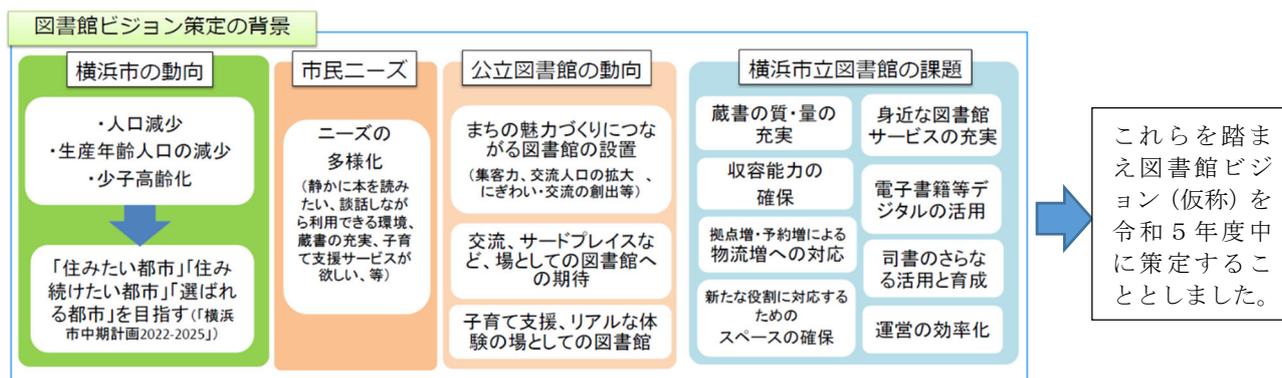
電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】図書館ビジョン（仮称）について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン（仮称）素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



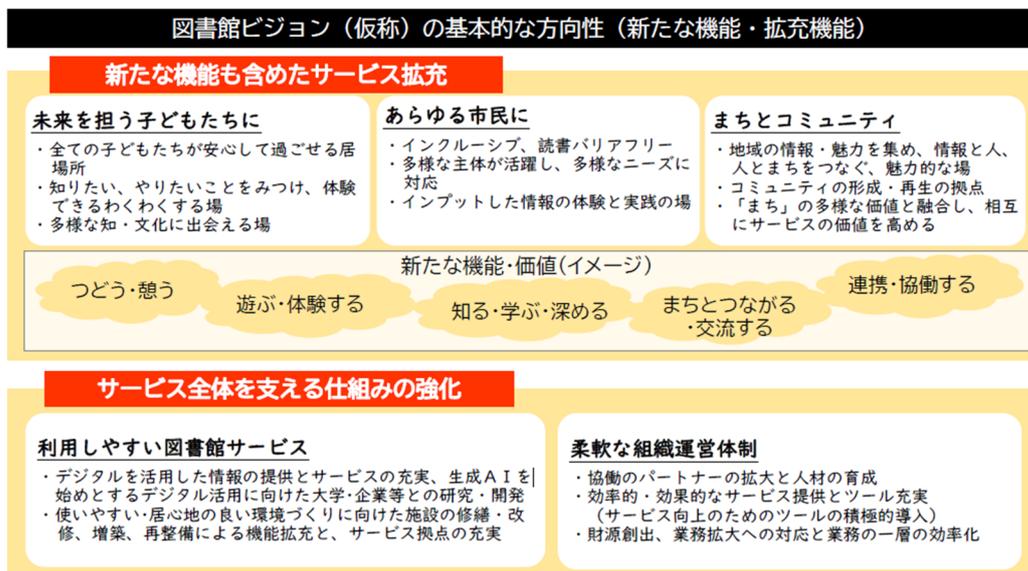
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。（下図参照）



区連会 11 月定例会説明資料
令和 5 年 11 月 17 日
教育委員会事務局
中央図書館企画運営課

横浜市立図書館臨時休館のお知らせ（情報共有）

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市立図書館では、令和 6 年 1 月 15 日（月）に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、12 月 25 日（月）から全館臨時休館します。

御不便をおかけしますが、本件につきまして、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、図書館ホームページ等により広報を実施しているほか、広報よこはま（11・12 月号）にも掲載し、市民の皆様への周知を行ってまいります。

1 臨時休館日程について

令和 5 年 12 月 25 日（月）～令和 6 年 1 月 14 日（日）

※別紙ポスターにより広報を実施しております。

※1 月 15 日（月）から通常通り開館いたします。

2 休館・休止するサービスについて

(1) 市立図書館は全館休館し、移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。

(2) 図書館情報システムを使用した、本の検索・予約等のご利用いただけません。

3 新システムについて

スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/oshirase/2024opacrenewal.html>



<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 澤田

電話：262-7334

メール：ky-libkiun@city.yokohama.jp



臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25 月 ▶ 1/14 日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため
全館臨時休館いたします。

× 休館中はご利用いただけないサービス

- × 本の貸出・返却・予約
- × 新規登録・登録更新
- × 本の閲覧・複写
- × レファレンス（調べもの）
- × 情報ダイヤル
- × 蔵書検索ページの利用（本の検索・予約・予約かご）
- × 地区センター蔵書検索
- × オンラインデータベース
- × デジタルアーカイブ

○休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト（12/29～1/3を除く）
- 電子書籍サービス



〈令和6年1月15日（月）以降について〉

- * 令和6年1月15日（月）は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- * 蔵書検索ページは1月15日（月）午前9時30分以後ご利用いただけます。
- * 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時にパスワードの再登録が必要となります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスについて、図書館ホームページで随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和5年11月17日

自治会・町内会長 様

鶴見区長 渋谷 治雄

第29期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申しあげます。さて、各地域で御活躍いただいております第28期青少年指導員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第29期青少年指導員（任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申しあげます。

1 提出書類

第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書
（「第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き」様式1）

2 提出期限

令和6年2月8日（木）
提出期限を超えた場合、委嘱日が翌月（5月1日）になる可能性があります。

3 提出先

鶴見区地域振興課 区民活動支援係 青少年指導員協議会事務局
（同封の返信用封筒にて御返送ください。）

4 送付書類

- (1) 横浜市青少年指導員要綱
- (2) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (3) 第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き
- (4) 青少年指導員啓発チラシ
- (5) 第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（様式1）

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。

※2 推薦に当たっては、被推薦者へ説明を行い、本人の同意を得たうえで、同封の第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書を提出してください。

※3 自治会町内会等ら推薦していただいているほか、地域の実情に応じ、連合町内会ごとに柔軟に推薦していただいて構いません。

担当：〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
鶴見区地域振興課区民活動支援係
青少年指導員協議会事務局
電話（045-510-1691）

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする第29期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、性別及び生年月日欄を廃止しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

(様式 1)

第 29 期 (令和 6 ・ 7 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	Tel
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月: 年 月)	

※年齢欄は、委嘱年度の4月1日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで(再任は75歳まで)の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

(令和5年4月現在)



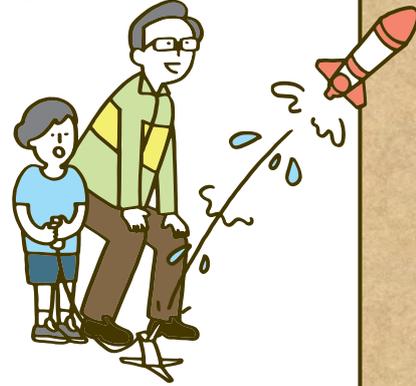
どんな活動をしているの？

青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
決めていただいて構いません。

横浜市子ども青少年局青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 〆045-663-1926



令和5年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和5年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内3区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、
安心・支援部会長/ICT担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICTを活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

- ・令和5年12月1日(金)～令和7年3月31日(月)
- ・以下のホームページから視聴できます。(ご質問に対する回答もこちらに掲載予定)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進 **検索**

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下のQRコードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和5年12月1日(金)午前9時から令和6年1月31日(水)午後5時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ(横浜市 自治会町内会への加入促進)に掲載予定です。



←事例発表の
二次元コード



質問受付の
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業について (報告)

1 意見交換会等の実施概要

(1) 意見交換会

「基本構想素案の策定に向けた考え方」(コンセプト、機能・サービスの内容、施設計画の基本的な考え方等)をご説明し、小学校保護者の方、地域の方のご意見を伺いました。

第1回	10月28日(土)	11名	豊岡第2第3会館
第2回	10月29日(日)	5名	鶴見区役所
第3回	11月2日(木)	8名	ハーモニーとよおか



(2) ニュースレター配布による意見募集

説明資料をホームページで公開し、区民の皆様からご意見を伺いました。

募集期間：10月20日(金)から11月10日(金)まで

応募件数：20件(豊岡地区、鶴見中央地区在住の方19件、その他地区(区内)の方1件)

(3) 主なご意見

子どもの居場所や地域の交流等の機能に係る提案、学校の整備内容や工事中の学校への影響に関するご意見等が挙げられました。

ア 複合化やコンセプトなどに関するご意見

○学校の教育環境について

- ・まずは小学校の環境確保をしっかり行った上で複合化を進めるべき
- ・「豊岡の子どもたちの成長に豊かな空間を提供する」事を第一優先に考えてほしい

○コンセプトについて

- ・子どもが安心して過ごせる場所となるのは良い
- ・障害児・医療的ケア児も利用しやすく、インクルーシブ教育の発信の場所にしてほしい
- ・生活の不安を抱えている子どもたちや子育て世帯に安心を与えられる場所にしてほしい
- ・色々な年代が通える場所になるのは新たな交流が生まれると思う
- ・商店街の活性化が期待できる
- ・全国から視察に来るような施設にしたい(環境配慮の先端技術、緑化、木材利用など)

イ 導入する機能などに関するご意見

○子ども、子育て世代向けの機能について

- ・子どもや子育て世代が過ごしやすい機能があるのは良い
- ・子どもが運動できる広い空間もほしい(大人も活用)

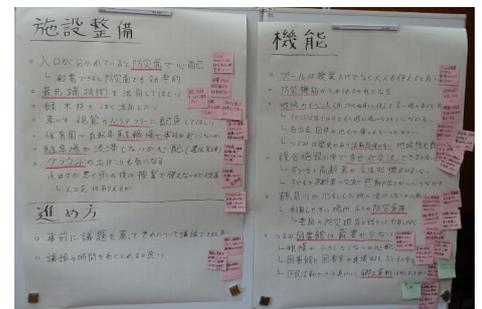
- ・福祉が必要な子どもに対する子育て相談や情報コーナーの充実（専門的な支援）
- ・学校図書室と図書館の連携ができるとよい
- ・小学校、保育園は将来を見据えた規模とすべき（他用途への転用が可能な可変性も必要）
- ・保育園の必要性も再考すべき

○多世代向けの機能について

- ・学校の授業にも一般利用にも使える民間プールが入るとよい
- ・日々の情報発信により、地域住民が利用しやすい施設を目指してほしい
- ・図書館と区民活動支援センターの連携（郷土資料などの充実）ができるとよい

ウ 施設整備に関するご意見

- ・工事期間中の教育環境への配慮が重要（配置計画や工事、仮設校舎の計画を知りたい）
- ・周辺道路に影響を与えない駐車場、駐輪場の整備が必要
- ・災害時の防災拠点の動線や管理にも配慮してほしい
- ・誰でも使いやすいようユニバーサルデザインの配慮が必要



エ その他

- ・情報発信の強化が必要
- ・これ以上、建替え時期が遅くならないようにしてほしい
- ・学校現場の方たちの意見をより丁寧に聴くことが必要
- ・図書館、保育園が移転した後の利用について検討してほしい

2 ご意見に対する今後の検討について

(1) 検討の進め方について

いただいたご意見を参考に、基本構想素案や今後の具体的な計画の検討を進めていきます。

(2) 基本構想策定のスケジュール（予定）

R 5 年 12 月頃	基本構想素案（公表）
12～1 月頃	基本構想素案に関する意見交換会及び意見募集
R 6 年 2 月頃	基本構想（確定）
4 月頃	事業計画案（公表）

※意見交換会、意見募集の詳細については、横浜市ホームページでご案内する予定です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facilitymanagement/toyooka/>



線引きの見直しについて

本市では、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）^{*}について、おおむね6～7年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案（案）を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案（案）の内容につきましては、12月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

■線引きの指定（令和5年11月時点）

※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。

【市街化区域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域



市街化区域	市域の約77%
市街化調整区域	市域の約23%

1 周知方法及び時期（予定）

媒体	掲載内容	公表時期（予定）
広報よこはま 全市版	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付 	令和6年1月号に掲載
リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など） ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付 	12月下旬から順次実施 ①PRボックス等への配架 ②各戸配布 ・線引き見直し対象地区内 ③地権者郵送 ④見直し該当の連合町内会 用及び単位町内会長へ郵送 [*]
横浜市ホームページ掲載 （建築局都市計画課HP）	①見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など）	①12月下旬掲載
	②見直しの詳細内容 （位置、区域、用途地域等）	②1月末掲載
説明会	上記①、②の内容	1月末から2月上旬 （詳細は裏面参照）

※ 12月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

<参考> 詳細は 12 月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時

日時	会場
1 月末から 2 月上旬	関内ホール、他 5 箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで

横浜市 線引き見直し

検索 

※内容は説明会と同じです。

3 市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見書の提出について

(1) 縦覧（閲覧）期間

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで（土日祝を除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細（位置、区域、用途地域等の都市計画を含む）の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案（案）を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案（案）を閲覧できます。

※都市計画課ホームページでも市素案（案）の概要をご覧になれます。

(3) 意見書の提出先

建築局都市計画課

(4) 意見書の提出方法

郵送、持参又は電子申請

(5) 意見書の提出期限

令和 6 年 2 月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL：671-2658

令和5年11月17日

自治会・町内会長 各位

つるみ臨海フェスティバル実行委員会

委員長 中村 壽晴

第33回つるみ臨海フェスティバルご協賛の御礼

拝啓 晩秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別の御厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日は、「第33回つるみ臨海フェスティバル」の開催に際し、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

お陰をもちまして、大過なく無事終了することができましたことを御報告させていただきます。当日は、来場者は約55,000人に上り、会場全体がたくさん
の明るい声と笑顔あふれる賑やかなお祭りとなりました。地域が主体となって、
まちの活性化につながるイベントを提供できたと感じております。

これもひとえに、皆様方の御支援・御協力あつてのことと、実行委員会一同、
深く感謝しております。

末筆ながら、今後とも変わらぬ御厚情と御厚誼を賜りますようお願い申し上げ、
書面をもって御礼の挨拶とさせていただきます。

敬具

つるみ臨海フェスティバル実行委員会事務局

(鶴見区地域振興課内) 担当 平山

TEL : 045-510-1687 FAX : 045-510-1892



写真：フェスティバル当日の様子（左：にぎやか広場 右：わくわくゾーン）

令和5年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期間

令和5年12月1日（金）～12月31日（日）の1か月間

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転

重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下 100万円以下
	酒気帯び	3年以下 50万円以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下 50万円以下
	酒気帯び	2年以下 30万円以下
同乗者	酒酔い	3年以下 50万円以下
	酒気帯び	2年以下 30万円以下

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全事故件数	9,756	8,398	7,398	7,883	7,492
死者数	57	50	48	36	21
死亡率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.3
うち飲酒運転による事故件数 ※	68	36	38	39	40
死者数	2	0	0	1	1
死亡率	2.9	0.0	0.0	2.6	2.5

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- 3 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）の10日間



スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年



重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

◇◇ 令和5年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者	
	発生 件数	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	負 傷 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比
鶴見区	412	-28	1	-1	473	-12	0	-2	0	0	1	1	1	1
神奈川区	210	-22	2	0	248	-5	1	0	0	0	1	0	0	0
西区	159	2	1	0	176	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中区	322	95	1	0	380	125	0	0	0	0	1	0	1	1
横浜南区	250	28	1	0	268	20	0	0	1	0	0	0	1	0
港南区	334	61	2	0	408	73	0	0	0	0	1	-1	1	0
保土ヶ谷区	216	-78	4	4	251	-89	2	2	0	0	2	2	2	2
旭区	298	-51	1	1	333	-63	0	0	0	0	0	0	0	0
磯子区	196	-11	3	2	230	-10	1	1	0	0	2	2	2	2
横浜金沢区	368	40	3	2	435	67	2	1	0	0	1	1	1	1
港北区	420	112	0	-1	495	159	0	0	0	-1	0	0	0	-1
緑区	274	40	1	-2	306	45	1	-1	0	0	0	0	0	0
青葉区	367	18	0	0	432	32	0	0	0	0	0	0	0	0
都筑区	274	1	0	-2	315	1	0	-1	0	0	0	-1	0	-1
横浜市戸塚区	356	38	1	0	414	65	0	-1	1	1	0	0	0	0
栄区	112	-11	0	0	137	-15	0	0	0	0	0	0	0	0
泉区	196	13	0	0	219	19	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬谷区	194	-74	2	0	235	-61	0	0	0	-1	1	0	1	0
計	4,958	173	23	3	5,755	351	8	-1	2	-1	10	4	10	5

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを利用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。
- 3 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合ひましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323

鶴見区消防出初式 2024

きみの住むまちを

守りたい



冬の風物詩

鶴見区消防出初式

令和6年鶴見区消防出初式は、鶴見公会堂と鶴見駅西口フーガ1前モールの2つの会場で開催します。木遣り・纏振込みや、消防車両の展示などを予定しています。ぜひお越しください。

※災害出場などの状況により、内容を一部変更する場合があります

令和6年 **1月6日** 土 10時～11時30分



詳細はこちら



子ども用消防服も体験できるよ



主な催し

子どもも楽しめる催しがあります。ぜひ家族で参加してください！

会場01

鶴見公会堂（豊岡町2-1）

式典（表彰、祝辞など）、演技（木遣り・纏振込み、鶴見消防団・鶴見消防署による総合訓練など）

会場02

鶴見駅西口フーガ1前モール

消防ふれあい広場（消防車両の展示、子ども用消防服体験、起震車体験）



◀ 救助隊に会える



乗車体験で気分は消防団員▶



鶴見消防署 インフォメーション



⚠ 暖房器具を安全に使用しましょう ⚠

長い夏もようやく終焉を迎え、すっかり秋めいてまいりましたが、そろそろ暖房器具の出番です。
シーズンの使い初めは点検を実施しましょう。石油ストーブ、ファンヒーターをお使いの方は、給油時は必ず一旦消火し、使用時は周囲にスプレー缶や燃えやすい物を置かないように、整理整頓をしましょう。

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

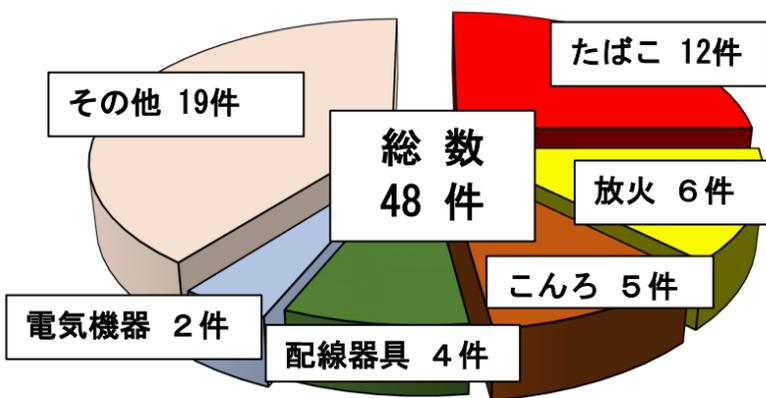
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		48	44	4
火災種別	建物	25	23	2
	林野	0	0	0
	車両	6	6	0
	船舶	1	0	1
	その他	16	15	1
損害程度	焼損面積 (㎡)	684	96	588
	死者	0	1	△1
	負傷者	12	6	6
	主な火災原因			
たばこ	12	10	2	
放火(疑い含む)	6	9	△3	
こんろ	5	6	△1	
配線器具	4	1	3	
電気機器	2	0	2	
その他	19	18	1	
救急件数		15,882	15,011	871
救急種別	急病	11,494	10,820	674
	交通事故	663	644	19
	一般負傷	2,527	2,414	113
	その他	1,198	1,133	65

◆ 横浜市内の災害・救急概況

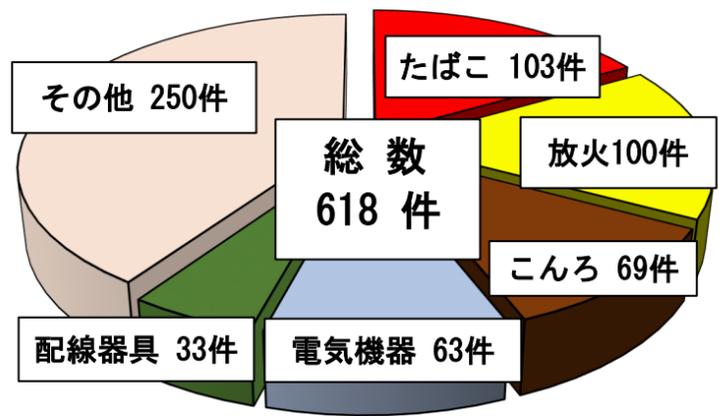
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		618	512	106
火災種別	建物	366	335	31
	林野	0	0	0
	車両	74	54	20
	船舶	1	0	1
	その他	177	123	54
損害程度	焼損面積 (㎡)	6,354	4,144	2,210
	死者	13	12	1
	負傷者	102	78	24
	主な火災原因			
たばこ	103	84	19	
放火(疑い含む)	100	74	26	
こんろ	69	56	13	
電気機器	63	58	5	
配線器具	33	25	8	
その他	250	215	35	
救急件数		210,386	200,998	9,388
救急種別	急病	150,678	143,746	6,932
	交通事故	7,387	7,281	106
	一般負傷	36,672	34,909	1,763
	その他	15,649	15,062	587

(令和5年1月1日～10月31日 去年同期比較)

区内



市内



～令和6年鶴見区消防出初式を開催します～

令和6年の新春を飾る鶴見区消防出初式を「令和6年1月6日(土)午前10時00分から」鶴見公会堂・鶴見駅西口フーガ1前モールで開催しますので、どうぞ御来場ください。

お問い合わせ：鶴見消防署 総務・予防課 庶務係 ☎045(503)0119

ストップ！ たばこ火災

市内の全火災の出火原因第1位は

たばこです。

(速報値 11月8日現在)

たばこによる火災が**増加**しています。

たばこ火災対策を再確認し、火災による被害を減らしましょう！

たばこ火災を防ぐポイント

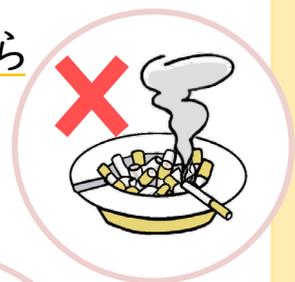
🔥 吸い殻は水につけて、完全に消えていることを確認してからゴミ箱に捨てる。

🔥 たばこを捨てるゴミ箱と、他のゴミを入れるゴミ箱を使い分ける。

🔥 寝たばこは絶対にしない。

🔥 灰皿の周りに燃えやすい物を置かない。

🔥 灰皿に吸い殻をためない。



もしも火災が起きてしまった時のために…

住宅用火災警報器



住宅火災による亡くなられる方の多くが、逃げ遅れとなっており、火災を早期発見するためにも、住宅用火災警報器の設置、維持管理が重要です。

定期的な点検と、10年を目安に本体を交換し、火災に備えましょう。

点検方法



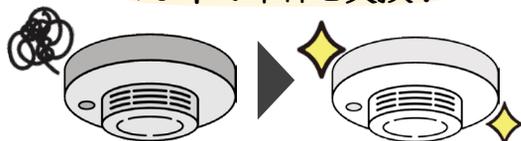
ボタンを
押す

または



ひもを
引く

10年で本体を交換！



よこはま防災
e-パーク

いつでも・どこでも・身近に防災が学べるウェブサイトです。防火だけでなく、救急・地震・風水害などへの備えを、動画やクイズで楽しく学ぶことができます。

アクセスはこちらから ➡



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年10月
鶴見警察署 生活安全課
10月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和5年10月末	4	4	1	4	31	40	6	1	48	393	324	73	1	16	3	113	1062
令和4年10月末	3	2	0	5	24	36	4	2	26	229	291	61	2	19	0	118	822
前年比	+1	+2	+1	-1	+7	+4	+2	-1	+22	+164	+33	+12	-1	-3	+3	-5	+240



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗				乗り物盗				非侵入盗				合計					
	空き巣	忍込	出店荒	事務所荒	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり		自動販売機ねらい	万引き	部品ねらい	その他	小計
令和5年10月末	22	4	7	1	14	48	5	57	331	393	14	5	2	141	29	133	324	765
令和4年10月末	6	2	3	4	11	26	8	19	202	229	34	0	0	97	16	144	291	546
前年比	+16	+2	+4	-3	+3	+22	-3	+38	+129	+164	-20	+5	+2	+44	+13	-11	+33	+219

特殊詐欺 (旧振り込め詐欺)
54
59
-5

特殊詐欺被害総額 約1億2440万円

(※被害額は100,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害…1人 約250万円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…17人 約2,840万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…16人 約5,390万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…16人 約1,440万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…4人 約2,520万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

	合計	侵入盗					非侵入盗							乗り物盗				
		空き巣	忍込み	出店荒し	その他	合計	部品ねらい	工事場ねらい	車上ねらい	置引き	万引き	ひったくり	その他	合計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	合計
合計	765	22	4	7	15	48	29	3	14	9	141	5	123	324	5	57	331	393
朝日町	12						1			4		2	7			5	5	
安善町	4											4	4					
市場上町	6	2				2	1						1			3	3	
市場下町	6															6	6	
市場西中町	1															1	1	
市場東中町	7															7	7	
市場富士見町	5											1	1			4	4	
市場大和町	7								1				1		3	3	6	
潮田町	13							1				2	3	2	1	7	10	
江ヶ崎町	15											3	3			12	12	
小野町	3														1	2	3	
梶山	11	4				4				1		1	2	2	3	5	5	
上末吉	18	2			1	3			1	1	1	1	4	2	5	7	7	
上の宮	6											3	3		1	2	3	
寛政町	6				1	1									3	2	5	
岸谷	17	1			1	2	2		1			4	7			8	8	
北寺尾	15	2				2	2	2		3		3	10			3	3	
駒岡	54				3	3	2	2		23		5	32		2	17	19	
栄町通	12														2	10	12	
汐入町	8	1				1	1						1	3	3	6	6	
獅子ヶ谷	16	1		1		2				6		1	7	2	5	7	7	
下野谷町	14				1	1				4		2	6	4	3	7	7	
尻手	20							1		5		3	9			11	11	
下末吉	28				1	1		1		2		4	7	2	18	20	20	
末広町	3				1	1						2	2					
菅沢町	3							1					1	1	1	2	2	
諏訪坂																		
大黒町	5									1		2	3			2	2	
大黒ふ頭	14				1	1	2		4			3	9	3		1	4	
大東町	2									1			1			1	1	
佃野町	10						1			4			5			5	5	
鶴見	9		1			1	1					1	2	3	3	6	6	
鶴見中央	152	3		4	1	8	9	1		1	35	2	22	14	60	74	74	
寺谷	4		2			2										2	2	
豊岡町	60			1		1			1	21		16	38			21	21	
仲通	13				1	1	1			2		2	5	1	6	7	7	
生麦	24						1			5		6	12	1	11	12	12	
浜町	5													1	4	5	5	
馬場	11	1				1	1	1		2		2	6	1	3	4	4	
東寺尾	9							1		2		2	5	2	2	4	4	
東寺尾北台	1		1			1												
東寺尾中台	3				1	1						1	1			1	1	
東寺尾東台																		
平安町	18											1	2	3	1	14	15	
弁天町	5												1			4	4	
本町通	20	1			1	2	1		2	2		4	9	1	8	9	9	
三ツ池公園	1															1	1	
向井町	19						1			2		2	5	2	12	14	14	
元宮	30	1				1	1	1		15		6	23			6	6	
矢向	40	3		1	1	5	1		2			1	7	1	23	24	24	

交通事故発生状況

令和5年11月
鶴見警察署 交通課

10月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	519	3	21	578	599
4年	540	2	14	592	606
増減数	-21	+1	+7	-14	-7

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	17,774	97	20,898
4年	17,204	85	19,870
増減数	+570	+12	+1028

管内発生状況 (10月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	56	2	2	63	65
4年	41	0	0	48	48
増減数	+15	+2	+2	+15	+17

交通死亡事故連続発生！
鶴見区では10月に入ってから、2件の交通死亡事故が発生しています。
運転の基本に立ち返り、ルールを守って、安全運転を心掛けて下さい。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	48	43	0	26	20	16	36	296	34
4年	52	45	2	37	26	16	46	277	39

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	50	70	91	84	80	77	67
4年	56	67	87	71	92	87	80



自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
5年	16	8	9	46	83	53	61	64	73	59	30	17
4年	12	8	19	53	79	57	64	59	76	70	27	16

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	生麦	下末吉	北寺尾	矢向	東寺尾
5年	65	45	39	40	25	20	19
4年	63	56	35	33	27	36	36

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両同士						人対車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
5年	39	11	85	123	80	77	65	38	1
4年	54	6	84	92	99	108	40	57	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	47	163	151	179
4年	34	171	161	181

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい